

第5章 計画の管理・推進体制

1 関係者との連携・協力

第1章「4 計画推進に係る実施主体の役割分担」において示したとおり、県民、県、市町村、民間事業者等が密に連携し、自転車活用推進に取り組みます。

2 計画のフォローアップと見直し

本計画については、必要に応じて有識者からの助言を受けつつ、毎年度、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行います。また国の自転車活用推進計画や関連計画の改訂時等により、新たな取組の実施が必要になった場合において、本計画の見直しを行います。

3 調査・研究、広報活動等

本計画に基づく普及啓発を効果的かつ効率的に実施するため、広く県民が参加できるイベントの開催等により自転車の魅力を多面的に訴求する等、自転車の活用について県民の理解と関心を深めるための広報活動を展開します。

4 財政上の措置等

県は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、市町村や民間団体・民間事業者等が実施する取組に対して必要に応じて支援策を講じます。

第二次鳥取県自転車活用推進アクションプログラム

令和7(2025)年5月

発行 鳥取県

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県観光交流局観光戦略課サイクルツーリズム振興室

TEL 0857-26-7273 FAX 0857-26-8308